

長崎市農業委員会 令和7年10月総会 議事録

1 日 時 令和7年10月28日（火） 14：00 開会
15：05 閉会

2 会 場 長崎市役所 7階大会議室（長崎市魚の町4番1号）

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員（17名）

井川 義英	池田 憲二	岩永 一也	岩本 隆	植田 正和
尾崎 正孝	上川 満治	柴原 恵	永岡 亜也子	平尾 政博
増田 茂	松尾 隆治	峰 忠幸	森山 安男	森保 欣也
柳川 八百秀	山崎 実男			

5 欠席農業委員（2名）

野中 麻美 山口 眞佐栄

6 出席推進委員（19名）

浦川 英敏	川添 孝則	河平 久明	城戸 利美	久保 正
田中 幹生	鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也	野口 弘人
野口 洋太郎	野本 英世	濱口 雅洋	松浦 行信	松本 貞幸
松本 守	村田 美津枝	森内 悟己	山口 憲昭	

7 欠席推進委員（5名）

今村 秀喜 本田 雅博 三浦 信男 宮崎 好徳 山下 和孝

8 出席職員

【農委事務局】 萩原事務局長 松尾事務長 木下農政管理係長 中山農地係長
浦上主事

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和 7 年 10 月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、10 月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は 17 名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び長崎市農業委員会会議規則第 6 条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は 19 名です。報告は以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。上川満治委員と柴原恵委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○上川委員・柴原委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は、付議事項が 6 件ございます。まず初めに、第 1 号議案「令和 7 年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務長 それでは、第 1 号議案「令和 7 年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」ご説明いたします。左上に①-1 と記載されている議案書の 1 ページをご覧ください。本議案は農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、長崎市長へ提出する農地等利用最適化推進施策に関する意見書について決定するものです。3 ページからが提出する意見書案になります。先月の総会の折に、委員の皆さんからいただいたご意見を基に、修正しております。6 ページをご覧ください。先月の総会において、定年帰農者への支援についても要望した方がよいというご意見がございました。そこで、3 の新規参入の促進の（4）に定年帰農者への支援についてという内容で項目建てをいたしまして、要望意見を追加で記載しております。その他の部分は、先月の総会と変わっておりませんので、修正した部分のみ読み上げさせていただきます。

ー 意見書読み上げー

○平尾議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第 1 号議案についての説明が

ございましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

意見書の提出は11月21日に運営委員で提出をいたします。あいさつの方だけ私の方でさせていただいて、1番、2番、3番は運営委員の方にそれぞれ意見を述べていただくことにしておりますのでよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第1号議案について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案については、原案のとおり決定いたします。それでは、意見書の提出につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務長 意見書の提出についてですが、先月の総会でもお知らせしましたが、来月11月21日金曜日、運営委員会後の午後3時から、市役所8階の応接室で行います。運営委員の皆さまには、後日案内を送付する予定ですので、よろしくお願いいたします。また、12月又は1月の総会の場に、農林振興課に出席していただき、今回の意見書に対する回答をいただく予定としておりますので、併せてお知らせいたします。

○議長 ありがとうございます。運営委員の皆さんは、ご出席をよろしくお願いいたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。まずは第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、香焼町の〇〇さんが所有する香焼町の農地1筆について、諫早市多良見町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は高齢により耕作できないためであり、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎市香焼地域センターの南東側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は4人で400日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、松本貞幸推進委員より報告をお願いします。

○松本（貞）推進委員 現地調査についてご報告いたします。10月10日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は露地野菜の栽培を予定しております。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 次に第2号議案2番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、琴海大平町の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地2筆について、西海市西彼町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は農業経営を譲渡するため、譲受人は農業経営を譲り受けるためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立形上小学校の南側に位置しております。次が拡大したのになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で300日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、田中幹生推進委員より報告をお願いします。

○田中推進委員 現地調査についてご報告いたします。10月10日に私と野中農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は水稻の栽培を予定しております。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 それでは、第2号議案3番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は琴海形上町の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地10筆について、〇〇さんの子である琴海形上町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営の縮小を図るためであり、譲受人が農業経営を拡大するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立形上小学校の南側に位置しております。次が拡大したのになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は農作業常時従事日数は2人で600日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、田中幹生推進委員より報告をお願いします。

○田中推進委員 現地調査についてご報告いたします。10月10日に私と野中農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は果樹の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 次に、第 2 号議案 4 番についてご説明いたします。議案書の 2 ページをご覧ください。本件は、大村市久原 1 丁目の〇〇さんが所有する、琴海尾戸町の農地 1 筆について、琴海尾戸町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は高齢により離農するため、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海北部運動公園の南側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は農作業常時従事日数は 2 人で 500 日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、調査を行いました今村秀喜推進委員が本日所用により欠席しておりますので、代わりに事務局より報告いたします。10 月 10 日に平尾農業委員、今村推進委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は露地野菜の栽培を予定しております。第 6 号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

続きまして、第 2 号議案 5 番についてご説明いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。本件は、協岬町の〇〇さんが所有する、協岬町の農地 2 筆について、協岬町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が高齢により耕作できないためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。木場自治会集会所の東側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は農作業常時従事日数は 2 人で 250 日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、松浦行信推進委員より報告をお願いします。

○松浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。10 月 10 日に私と柴原農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は果樹の栽培を予定しております。第 6 号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第 2 号議案 6 番についてご説明いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。本件は、船石町の〇〇さんが所有する、船石町の農地 2 筆について、船石町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営規模を縮小するためであり、譲受人が農業経営を拡大するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。船石公園の南側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業

常時従事要件は農作業常時従事日数は 1 人で 150 日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、増田茂農業委員より報告をお願いします。

○増田農業委員 現地調査についてご報告いたします。10 月 14 日に私と本田推進委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は露地野菜の栽培を予定しております。第 6 号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第 2 号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第 2 号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第 2 号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。

続きまして、第 3 号議案「農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第 3 号議案「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明いたします。まずは、第 3 号議案 1 番についてご説明いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。本件は滑石 4 丁目の〇〇さんが所有する北栄町の農地 1 筆について、駐車場として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和 57 年から駐車場として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立大園小学校の南西側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第 3 種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。駐車場は赤色部分の申請地〇番と紫色部分の〇番〇の一部から構成されており、〇番〇は元々宅地であり問題ありませんが、申請地については転用手続きがされず、農地のままとなっています。雨水排水につきましては、市道側溝に自然放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、事務局より報告いたします。10 月 17 日に植田農業委員、山下推進委員、事務局とで現地

確認を行いました。申請地は昭和 57 年頃から駐車場のために利用しており、追認許可申請となっていますが、これまで何ら問題もなく、近隣の農地への日照・通風等に影響を及ぼす恐れもないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第 3 号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

－ 意見等なし －

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第 3 号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第 3 号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。

続きまして、第 4 号議案「農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第 4 号議案「農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可申請について」ご説明いたします。まずは第 4 号議案 1 番についてご説明いたします。議案書の 5 ページをご覧ください。本件は和歌山県の〇〇さん及び長崎市三和町の〇〇さんが所有する、福田本町の農地 1 筆について、長崎県大村市の〇〇さんが倉庫として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和 45 年頃から宅地として利用しており、都市計画区域決定前の建設での追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立福田中学校の北側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない、第 2 種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。倉庫として使用されております。雨水排水については国道側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、事務局よりご報告いたします。10 月 14 日に、植田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和 45 年頃から宅地、倉庫用地として利用しており、追認許可申請となっていますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地もないことから転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第 4 号議案 2 番についてご説明いたします。議案書の 5 ページを

ご覧ください。本件は滑石3丁目の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆について、けやき台の〇〇さん及び〇〇さんが住宅建築のために申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立蚊焼小学校の南西側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の第3種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。申請地には木造2階建て住宅が建築予定であります。雨水排水につきましては、道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流します。次が現地の写真です。現地調査につきましては松本貞幸推進委員より報告をお願いします。

○松本（貞）推進委員 現地調査についてご報告いたします。10月16日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は木造2階建て住宅を建設する計画ですが、敷地の造成は行わず、現状のまま住宅を建設します。雨水排水は敷地内側溝から隣接する道路側溝に放流するなど被害防除計画も適切であり、隣接する農地の反対側に建築するため、農地への日照、通風等に影響を及ぼす恐れもないことから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案「農用地利用集積等促進計画」についてご説明いたします。まずは1番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、高浜町の〇〇さんが所有する、高浜町の農地1筆231㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました高浜町の農地1筆について、5年間の使用貸借により、

高浜町の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 1,921 m²となり、利用につきましては露地野菜の栽培を行っています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。高浜海水浴場の南側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、柴原恵農業委員より報告をお願いします。

○柴原農業委員 現地調査についてご報告いたします。10月6日に、私と三浦推進委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第5号議案2番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、高浜町の〇〇さんが所有する、高浜町の農地3筆 1,245 m²について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地3筆について、5年間の使用貸借により、高浜町の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 1,921 m²と変わらず、利用につきましては露地野菜の栽培を行っています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。高浜海水浴場の南側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、柴原恵農業委員より報告をお願いします。

○柴原農業委員 現地調査について報告します。10月6日と16日に私と三浦推進委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第5号議案3番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、長浦町の〇〇さんが所有する、長浦町の農地4筆 2,146 m²について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました長浦町の農地4筆について、10年間の使用貸借により、長浦町の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 14,797 m²と変わらず、利用につきましてはイチジク、ミカン、野菜、水稻の栽培を行っています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立長浦小学校の北側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、久保正推進委員より報告をお願いします。

○久保推進委員 現地調査について報告します。10月6日に、私と平尾農業委員、事務局

とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用についてはイチジク、ミカン、野菜、水稻の栽培を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第5号議案4番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地1筆2,504㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました琴海戸根町の農地1筆について、10年間の賃貸借により、西海町の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は6,007㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を行います。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立琴海中学校の南側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査について報告します。10月6日に、私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはイチゴの栽培を行います。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第6号議案「非農地の判断について」議案の説明と、現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。表の下の方に集計しておりますが、申出件数が1件、筆数が1筆、面積が121㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

1番について説明いたします。大村市久原1丁目の〇〇さんが所有する、琴海尾戸町の農地1筆で、面積は121㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。

さい。航空写真でございます。旧市立尾戸小学校の北側に位置しております。次が拡大したのになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、調査を行いました今村秀喜推進委員が本日所用により欠席しておりますので、代わりに事務局より報告いたします。10 月 11 日に、平尾農業委員、今村推進委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第 6 号議案についての説明と現地調査の報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第 6 号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第 6 号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項 1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いします。

○農地係長 それでは、報告事項 1「事務局長専決事項について」ご報告いたします。報告事項の資料の 1～2 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の市街化区域内の転用の届出が 6 件提出されました。続きまして、資料の 3 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が 1 件提出されました。合計 7 件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 続きまして、報告事項 2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は 10 月 10 日に開催されました。資料は 4 ページと 5 ページになります。農地法第 4 条及び第 5 条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項 3「令和 7 年度農業委員会会長・事務局長会議（中期）について」事務局から報告をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、報告事項 3「令和 7 年度農業委員会会長・事務局長会議（中期）について」ご報告いたします。令和 7 年 10 月 14 日（火曜日）に開催されました、令和 7 年度農業委員会会長・事務局長会議（中期）に、平尾会長と松尾事務長が出席されま

したので、主なものについてご報告いたします。左上に②－1と記載した報告事項の資料の1ページをご覧ください。当日の次第、4説明・協議の(1)の令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書につきましては、今年12月頃を目途に長崎県知事に提出予定として、県農業会議がとりまとめている素案について、協議を行っております。内容につきましては、まだ検討段階のため公開できませんが、意見書の項目としましては、「担い手への農地の利用集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」などの項目をベースに検討されています。次に、4の(2)の令和7年度重点活動の進捗状況については、資料の2ページに掲載しておりますのでご参照ください。そのほか、次第のとおりですが、ご興味のある項目がありましたら、事務局に資料がございますので個別に閲覧ください。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様方からご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項4「農業者年金加入推進について」農業者年金加入推進対策班から説明をお願いいたします。

○岩永年金加入推進リーダー 農業者年金推進対策班の活動について報告いたします。報告事項別紙の資料の3ページをご覧ください。本日、総会の前に農業者年金加入推進部長会議を行いました。資料4ページの推進体制のとおり、本年度は長崎県農業会議の割り当てで、長崎市農業委員会は、3名の加入が目標となっております。今年度も、6地区で班体制を組み、加入目標数を各地区各1名としております。活動計画は、資料5ページの左側の計画をご参照ください。⑤のとおり11月及び12月を加入推進強化月間として戸別訪問を予定しております。加入の見込みがある60歳未満の農業者がいれば、事務局が加入要件を確認し、改めて訪問を行うということにしておりますので、事務局へご連絡ください。また、本日各地区の農業委員、推進委員の皆さんには、戸別訪問用にリーフレット5冊と、農業者年金オンラインセミナーチラシ5枚、50歳以下で年間100日以上農業に従事されている未加入者の地区ごとの名簿を活動の手助けとしてお渡ししています。過去の加入推進状況を踏まえ、各地区で訪問対象を選定していただき、戸別訪問を実施していただきますようお願いいたします。加入推進名簿につきましては、個人情報となりますので取り扱いには十分注意してください。なお、その戸別訪問の実施状況は、お配りしております報告書にて、事務局へ提出をお願いします。その際、加入推進名簿の返却をお願いいたします。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様からご意見、ご質問等ございませんか。

今、加入推進部長からお話がありましたとおり、農業者年金を知らない人がいないように戸別訪問をしていただくようお願いいたします。これは農業委員の業務の一つでございますので、ぜひ皆さんで達成していただいて、ご報告の方をお願いしたいと思います。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、引き続き、その他の事項に入ります。その他の事項 1「令和 7 年度農業委員会視察研修について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それではその他の事項 1「令和 7 年度農業委員会視察研修について」ご説明いたします。左上に③と記載しましたその他の事項の資料 1 ページをご覧ください。今年度の視察研修については、8 月の総会でお知らせしたとおり、令和 8 年 1 月 13 日火曜日から 14 日水曜日の 2 日間、場所は福岡県八女市及び糸島市を予定しており、視察内容については、3 ページの行程表の内容で計画をしております。今後、宿泊先の正式な申し込みや視察先との調整など、さらに準備を進めるために、参加人数を把握したいと考えておりますので、1 ページの出席報告の用紙に氏名と参加、不参加どちらかに丸をご記入の上、本日の総会後でも結構ですし、後日ご提出いただいても構いません。また、電話、FAX でのご回答でも結構ですので、11 月 7 日金曜日までに事務局までご連絡いただければと思います。なお、現時点で分からないという場合には、参加ということでご提出いただきますようよろしくお願いいたします。短期間での回答となりますが、ご協力をお願いいたします。

次に、行程について簡単に説明しますので、3 ページをご覧ください。「1 日程」については、令和 8 年 1 月 13 日火曜日から 14 日水曜日の 1 泊 2 日を予定しています。「2 視察場所」、「3 研修内容」については、13 日火曜日に八女市で新規就農者への支援について座学、意見交換、現地視察を、翌 14 日は糸島市に移動し、直売所伊都菜彩の現地視察を予定しています。次に 3 の行程ですが、出発日の 13 日は 9 時 30 分に集合し、金立サービスエリアで昼食後、13 時過ぎに八女市に到着予定です。13 時 30 分から 15 時まで座学・意見交換を行い、その後研修施設の視察を 1 時間程度予定しています。宿泊は八女市または久留米市で調整をしております。14 日は 9 時 30 分に八女市を出発し、太宰府天満宮の見学を行い、そこで各自昼食をとっていただき、13 時過ぎに糸島市に到着予定です。13 時 30 分から施設の説明を受け、1 時間程度直売所の現地視察を行い、16 時 40 分に長崎着の予定としています。「令和 7 年度農業委員会視察研修について」の説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件についてご意見、ご質問などありませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら続きまして、その他の事項 2「農業委員・推進委員の選定スケ

ジュールについて」事務局から説明をお願いいたします。

○事務長 資料は 4 ページをお開きください。資料の下の方に掲載をしておりますけれども、現在の農業委員・推進委員の皆さんの任期が来年の令和 8 年 7 月 19 日までとなっております。ここには、次の委員を選定するまでの大まかな流れを認識していただくために選定に向けた主なスケジュールをお示ししております。まず来年の 2 月から約 1 か月の期間をかけて農業委員及び推進委員の推薦・公募を行います。その後、4 月に長崎市農業委員会委員選定審査会を 3 回開催しまして、推薦・公募のあった各候補者の審査を行い、その結果を市長に報告いたします。農業委員については市議会での同意が必要になりますので、6 月市議会で任命についての議案を諮り、議決を得た後、農業委員候補者へ選定結果の通知を行います。その後、7 月に臨時総会を開催し、農業委員への辞令交付、推進委員の選定を行い、7 月下旬の通常総会で推進委員への委嘱という流れになっております。これから各地区において、候補者の選定について話し合いを進めていくことと思いますが、女性委員の登用については 5 ページに記載の決議にあるように一定の配慮をする必要がございますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。なお、本日「女性の力を農業委員会に」というリーフレットを配布しておりますけれども、これをぜひ活用いただければと思います。もし会合等で必要であれば、事務局の方にありますので申し付けいただければと思います。説明は以上でございます

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問などございませんか。今、事務長からお話がありましたように、女性委員の登用につきまして、もし引退される方がいらっしゃいましたら、できれば各地区から 1 名ずつ農業委員か推進委員の女性を選出していただければと思っておりますので各地区でご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら続きまして、その他の事項 3「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 4「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします

○農政管理係長 それでは、その他の事項 3 及び 4 について、続けて説明させていただきます。まず、その他の事項 3「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」でございますが、資料は左上に③と記載したその他の事項の資料の 6 ページをご覧ください。令和 7 年度の目標部数は 116 部となっております。現在の購読部数は先月の報告以降、新規の申込み、中止の申し出ともにありませんでしたので、87 部となっております。目標達成に向けてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、その他の事項 4「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」について

説明いたします。資料7ページ及び8ページに「令和7年度上半期の活動記録集計表」を掲載しております。ご確認いただき、日数についてご自身が把握している日数と異なっている場合は、後ほど事務局にご連絡ください。その他の事項3及び4についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他にご意見、ご質問、ご報告などございませんか。

○城戸推進委員 勉強のために確認したいと思うんですけども、太陽光発電施設とか携帯電話の鉄塔用地とかの農地に関係する手続きについておしえてください。

○農地係長 今回の件に関しましては、転用の手続きが必要になるかと思います。

○城戸推進委員 手続きの詳細というか、農業会議からもらう手引きがよく分からないので。

○議長 太陽光については営農型と普通の太陽光があるんですよね。普通の太陽光は転用が必要になります。営農型は下に収量が上がるような作物を栽培しないといけない。それと、支柱の部分などは一部転用が必要になります。下の作物も慣行栽培の8割ぐらい、今は太陽光の収入も少し入れていいようになっていますが。携帯電話の方は転用ですよ。永久ですからね。

○農政管理係長 携帯電話の鉄塔部分であったり、九電の電柱部分であったりは、施設自体の部分は許可不要案件になっているので、その施設に係る部分は転用許可は必要ないです。ただ、公共的なものというルールがあるので、なんでもかんでもじゃないんですけども。

○城戸推進委員 聞くとところによれば、転用不要という解釈と同時に景観条例に抵触するというふうなことを聞いたんですよ。だからそこらへんは、よく関係部局と相談しながら進めてくださいよというふうに聞いたものですから。

○議長 普通の太陽光はさっき言ったように確実に転用ですよ。携帯電話のほうですかね、分からないのは。携帯電話の塔はどうなっているんですかね。

○農政管理係長 鉄塔だったり電柱そのものについては許可不要になるんですけれども、その工事をするための工事用地であったりはまた別で、少し細かなルールがあります。その施設自体のところは許可不要案件になります。

○城戸推進委員 勉強のために聞きました。今後そういったことが出てくると思っていますので。

○議長 また分からないことがあったら事務局の方にお尋ねいただければ、調べて回答しますので、よろしいでしょうか。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項5「令和7年11月、12月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

— 行事予定について説明 —

○農地係長 事務局から前回総会の補足説明を行いたいと思います。前回の総会で森内推進委員から農地中間管理事業における賃貸借契約を更新するときに、草が生えている状況で耕作されていないような農地についてはどのようにされているのかという質問がありましたので回答いたします。農地中間管理事業は、農地の集積・集約化により農地を有効活用することを目的としており、ご指摘の点は農地の適正利用の観点から重要と考えています。事業を実施している長崎市地産地消振興公社に確認した結果は、以下のとおりです。契約更新時の遊休農地については、一律に対応するのではなく、貸し手と借り手の事情を個別に精査して判断しています。具体的には、公社は不耕作の理由を把握し、借り手に対して耕作再開の意思を確認した上で契約を更新しています。この確認時に、借り手が耕作再開の見通しを持たない場合、または他の農地の管理も不十分な場合は、公社は当該農地を貸付地から除外するなどの対応を行うとのことです。

続きまして、前回の総会で会長から農地中間管理機構への貸し付けについて説明がありましたが、誤解を招きやすい制度なので、改めて詳しく説明させていただきます。まず、この特例の内容についてですが、所有している農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合、固定資産税の課税標準額が1/2に軽減されるという措置になります。課税標準額というのは、固定資産税を計算するときの基礎となる金額のことです。つまり、この金額が半分になれば、納める税金も半分になります。ただし、この優遇措置を受けるには、3つの要件をすべて満たす必要があります。順番に説明します。

要件1「所有する全農地をまとめて貸し付けること」。ポイントは全農地です。一部だけ貸すのではなく、所有している農地全体を新たにまとめて貸し付ける必要があります。ただし、例外として、10a未満の自作地は残すことが可能です。つまり、完全に全部手放さ

なくても大丈夫ということです。

要件2「貸し付け期間に応じた軽減期間」。次に重要なのが、軽減期間です。貸し付けの長さによって、税の軽減が受けられる期間が決まります。10年以上15年未満で貸し付けた場合は、3年間の軽減、15年以上で貸し付けた場合は5年間の軽減となります。注意点として、この軽減措置は永遠に続くわけではなく、軽減期間が決まっているということです。

要件3「農地中間管理機構を通じた貸し付けであること」。そして、最後に、これは必ず農地中間管理機構を通じて行わなければなりません。個人間での直接的な貸し借りではだめということです。

なお、これら3つの要件は、厳格に設定されています。つまり、1つでも満たさないと特例は適用されません。実際のところ、本市ではこの特例の新規認定件数は年間数件程度にとどまっています。要件が厳しいため、利用できる方は限定的ということです。以上です

○議長 よろしいでしょうか。

○森山農業委員 口頭では分かりにくいので、資料をつけてください。

○農地係長 分かりました。次回の総会時につけるようにいたします。

○議長 それでは、これで10月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦勞さまでした。